

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月31日
【事業年度】	第27期（自平成27年6月1日至平成28年5月31日）
【会社名】	シンワアートオークション株式会社
【英訳名】	SHINWA ART AUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 陽一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【電話番号】	03(5537)8024
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【電話番号】	03(5537)8024
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成24年 5 月	平成25年 5 月	平成26年 5 月	平成27年 5 月	平成28年 5 月
売上高 (千円)	-	-	1,385,463	2,948,057	3,898,100
経常利益 (千円)	-	-	122,147	52,728	332,332
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	108,577	16,368	164,149
包括利益 (千円)	-	-	101,826	11,743	163,155
純資産額 (千円)	-	-	1,644,727	1,640,827	1,772,974
総資産額 (千円)	-	-	2,860,111	3,360,762	3,959,187
1株当たり純資産額 (円)	-	-	288.65	285.56	307.93
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	20.39	2.89	28.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	19.49	2.51	28.30
自己資本比率 (%)	-	-	57.08	48.50	44.58
自己資本利益率 (%)	-	-	7.45	1.00	9.67
株価収益率 (倍)	-	-	15.89	127.34	13.28
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	657,986	490,750	279,519
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	317,440	425,927	349,480
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	1,224,550	24,764	377,176
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	928,261	971,531	1,277,375
従業員数 (人)	-	-	34	38	43
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(9)	(10)	(8)

(注) 1. 第25期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成24年 5月	平成25年 5月	平成26年 5月	平成27年 5月	平成28年 5月
売上高 (千円)	1,359,448	1,248,610	1,169,835	1,093,697	1,117,224
経常利益 (千円)	57,436	47,130	144,627	32,801	84,674
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	76,905	35,281	125,004	9,281	44,336
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失 () (千円)	971	1,690	-	-	-
資本金 (千円)	785,155	792,971	920,203	926,742	930,457
発行済株式総数 (株)	58,429	59,069	6,516,100	6,562,900	6,594,900
純資産額 (千円)	1,395,252	1,288,738	1,657,204	1,632,279	1,642,988
総資産額 (千円)	1,704,605	1,725,370	2,637,865	2,932,705	2,530,217
1株当たり純資産額 (円)	25,126.54	253.87	291.83	284.23	285.72
1株当たり配当額 (円)	450	200	6	6	7
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	1,393.79	6.88	23.48	1.64	7.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	1,357.96	6.45	22.44	-	7.64
自己資本比率 (%)	81.6	74.3	62.6	55.3	64.7
自己資本利益率 (%)	5.65	2.64	8.53	0.57	2.72
株価収益率 (倍)	21.85	100.72	13.80	224.39	49.16
配当性向 (%)	32.3	29.1	25.6	365.9	90.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	980,342	190,472	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	100,380	24,609	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	456,411	145,300	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	632,832	661,316	-	-	-
従業員数 (人)	26	24	26	25	25
(外、平均臨時雇用者数)	(14)	(11)	(8)	(8)	(7)

(注) 1. 当社は第25期より連結財務諸表を作成しているため、第25期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第25期において1株につき100株の株式分割を行いました。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和62年8月	美術品の業者交換会 親和会 発足
平成元年6月	株式会社親和会設立（東京都中央区銀座七丁目3番13号）
平成2年3月	本社を東京都中央区銀座八丁目5番4号に移転
平成2年7月	古物商の許可を取得（東京都公安委員会許可 第301069001858号）
平成2年9月	第1回 シンワアートオークション 近代日本絵画オークション（現 近代美術オークション）を開催
平成3年6月	商号をシンワアートオークション株式会社に変更
平成12年6月	交換会事業からの撤退
平成12年7月	本社を東京都中央区銀座四丁目2番15号に移転
平成15年12月	本社を東京都中央区銀座七丁目4番12号に移転
平成17年4月	大阪証券取引所ヘラクレス（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に株式を上場
平成17年9月	大阪営業所（大阪市中央区）を開設
平成21年3月	大阪営業所（大阪市中央区）を閉鎖
平成25年4月	シンワメディカル株式会社（現シンワメディコ株式会社）設立、エーペック株式会社の株式取得
平成25年10月	Jオークション株式会社設立
平成27年10月	SHINWA MYANMER COMPANY LIMITED設立
平成27年11月	シンワメディコ株式会社の株式をエーペック株式会社へ全部譲渡
平成28年1月	LYS BLANC, H.K. CO., LIMITED（現Shinwa Medico Hong Kong Limited）の株式取得
平成28年3月	Shinwa Medico Linking System Co., Ltd.設立

3【事業の内容】

[概要]

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（シンワアートオークション株式会社）、連結子会社5社（孫会社等3社を含む）及び持分法適用関連会社1社により構成されており、主にオークション関連事業、エネルギー関連事業及び医療機関向け支援事業を行っております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業にかかる位置付け及びセグメントとの関係は次のとおりであります。

(1) オークション関連事業

オークション関連事業は、大きくオークション事業とオークション関連その他事業に分けられます。

オークション事業は、取り扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Part オークションを定期的開催しております。その他、戦後美術&コンテンポラリーアート、西洋美術及びワイン等のオークションも随時開催しております。また、ブランド雑貨、時計、宝飾品につきましては、子会社Jオークション株式会社が開催するオークションで主に取り扱うこととしております。

オークション関連その他事業は、プライベートセールを中心に展開しております。プライベートセールは、オークション以外での相対取引の総称であり、プライベートセールでの販売も、オークション取引と同様に、販売価格をベースに販売委託者及び購入者から手数料を徴収する場合と、当社が作品を買取り、その在庫商品を購入希望者に販売する場合があります。その他、貴金属等買取サービスや時計・宝飾品やブランドバッグの小売販売等があります。

以上のことを一表にまとめて要約すると次のとおりとなります。

事業部門	業務内容
オークション事業	
近代美術オークション	・近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオークション ・落札予想価格（以下「エスティメイト」という）の下限金額が概ね20万円以上の作品
近代陶芸オークション	・近代陶芸（茶碗、壺、香炉等）のオークション（一部古美術を含む）
近代美術Part オークション	・著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション ・エスティメイトの下限金額が概ね2万円以上の作品
その他オークション	・ブランド雑貨、宝石、時計、ワイン、西洋美術等の上記以外のオークション
オークション関連その他事業	
プライベートセール	・オークション以外での相対取引
その他	・主として2万円未満の低価格作品に関し、美術業者間交換会にて販売を委託された取引 ・貴金属等買取サービス ・時計・宝飾品やブランドバッグの小売販売 他

また、ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED（持分法適用関連会社）は、香港での美術品を中心としたオークションの企画及び運営、美術品売買を行っております。

(2) エネルギー関連事業

エーベック株式会社は、富裕層及び法人向けに50kW級の低圧型太陽光発電施設の販売を行っております。また、高圧型太陽光発電施設の販売も行い、一部を自社保有して売電事業を行っております。

(3) その他

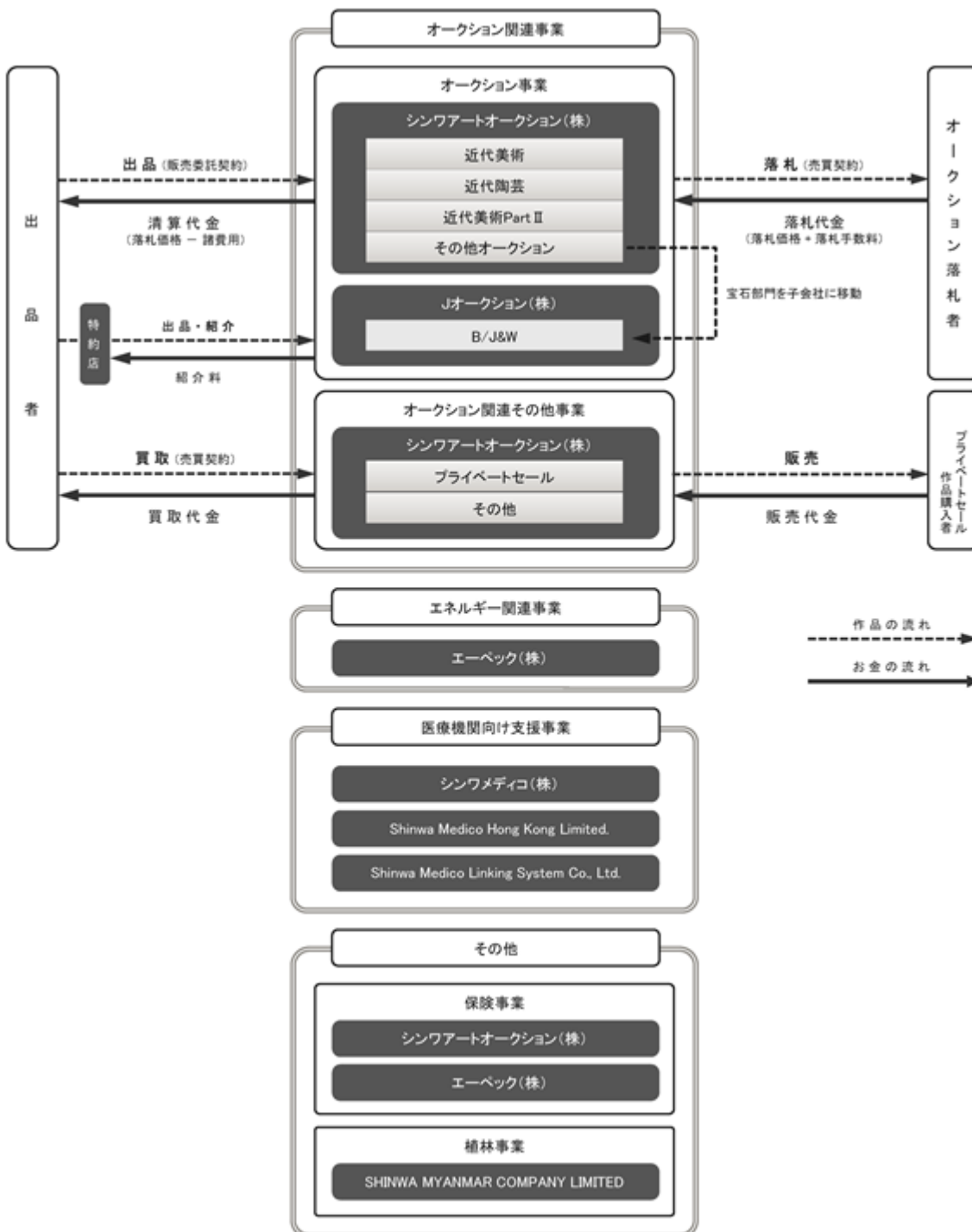
シンワメディコ株式会社、Shinwa Medico Hong Kong Limited、Shinwa Medico Linking System Co., Ltd.は、医療機関向け支援事業を行っております。

SHINWA MYANMER COMPANY LIMITEDは、植林事業を行っております。

また、当社及びエーベック株式会社は、当連結会計年度より、保険事業を開始しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

会社名	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) エーベック(株)	東京都中央区	90百万円	エネルギー関連事業 保険事業	100	役員の兼任 資金援助
(連結子会社) Jオークション(株)	東京都台東区	10百万円	宝飾品を中心としたオーク ション関連事業	51	役員の兼任 営業上の取引 資金援助
(連結子会社) シンワメディコ(株)	東京都中央区	20百万円	医療機関向け支援事業	70 (20) (注)1	エーベック(株)が70%出 資する当社の連結子会社 (孫会社である。) 役員の兼任
(連結子会社) Shinwa Medico Hong Kong Limited	Hong Kong	HKD 20,000	医療機関向け支援事業	50 (45) (注) 1、2	エーベック(株)が50%出 資する当社の連結子会社 (孫会社である。) 役員の兼任
(連結子会社) SHINWA MYANMER COMPANY LIMITID	Myanmar	USD 50,000	植林事業	60 (35) (注)1	エーベック(株)が60%出 資する当社の連結子会社 (孫会社である。) 役員の兼任
(持分法適用関連会社) ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	Hong Kong	HKD 8,055,001	オークション開催の企画運 営、美術品売買	21.1 (6.1) (注)1	役員の兼任 営業上の取引

(注) 1. 議決権等の所有割合の()内は緊密な者の所有割合で外数であります。

2. 持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

3. エーベック株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。ただし、セグメントの「エネルギー関連事業」の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

4. 上記の他、当社孫会社のShinwa Medico Hong Kong Limitedは、Coporate Business Network Limitedとの間で、香港において合弁会社を設立しました。

合弁会社の概要

会社名	Shinwa Medico Linking System Co., Ltd.
所在地	FLAT6 15/F EMPEROR GROUP CENTRE 288 HENNESSY ROAD WANCHAI, HONG KONG
代表者	Managing Director 倉田 陽一郎(当社代表取締役社長)
主な事業内容	日本の医療サービス紹介業務 医療ツーリズム向け銀聯カード決済プラットフォームの提供及び運営
資本金	10,000HK\$
設立年月日	平成28年3月
出資比率	Shinwa Medico Hong Kong Limited50%

なお、当該合弁会社は当連結会計年度に会社を設立しましたが、出資金の払込が翌連結会計年度であるため、当連結会計年度は、連結の範囲に含まれておりません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
オークション関連事業	28(7)
エネルギー関連事業	15(0)
その他	0(1)
合計	43(8)

(注) 従業員数は就業人員であり、出向者及び臨時雇用者は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成28年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
25(7)	43.2	10.4	6,444,358

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 提出会社の従業員数は、セグメント区分上「オークション関連事業」に含まれております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策が第2ステージ（新3本の矢）へ移行しつつある中で、個人消費が底堅い動きを示すとともに、堅調な企業業績を背景に雇用環境には量的改善から質的改善への変化の兆しが見られ、全体としては緩やかな回復基調にありました。

しかしながら、国内では年初から円高が進み、海外では地政学リスクが依然として高まっており、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気減速の顕在化、原油価格の急激な変動とともに引き続き国内景気を押し下げるリスク要因となっております。

このような環境のもと、当社グループは、当社の主たる事業であるオークション関連事業において高額美術品を中心とした優良作品のオークションへの出品及び富裕層を中心とした美術品コレクターのオークションへの参加促進に努めました。また、新規事業のエネルギー関連事業では低圧型太陽光発電施設の販売に集中的に取り組み、もう一つの新規事業である医療機関向け支援事業では、新たに医療ツーリズムの分野に進出することを決定し、グループ全体の安定的な収益の早期確保に向けた体制の構築に努めました。

各事業の業績は次のとおりです。

オークション関連事業

オークション関連事業は、取扱高4,129,619千円（前年度比7.0%減）、売上高1,180,949千円（前年度比3.5%増）、セグメント利益89,175千円（前年度比83,297千円増、1,417.0%増）となりました。

種別の業績は次のとおりです。

	第27期							
	平成28年5月期							
	取扱高 (千円)	前年比 (%)	売上高 (千円)	前年比 (%)	オークション 開催数	オークション 出品数	オークション 落札数	落札率 (%)
近代美術オークション	1,831,920	28.9	380,001	20.9	6	666	574	86.2
近代陶芸オークション (注)1	320,290	18.6	67,529	2.1	5	959	904	94.3
近代美術Part オークション	342,760	42.5	81,080	30.9	6	1,860	1,676	90.1
その他オークション (注)2	994,370	14.2	191,587	4.1	13	4,665	3,107	66.6
オークション事業合計	3,489,340	11.9	720,198	10.9	30	8,150	6,261	76.8
プライベートセール	565,850	47.2	404,895	44.9				
その他	74,429	24.0	55,855	5.7				
オークション関連 その他事業合計	640,279	32.8	460,750	38.6				
オークション関連事業合計	4,129,619	7.0	1,180,949	3.5				

(注)1. 取扱高の前年度比率と売上高の前年度比率の乖離の大きな要因のひとつに、商品売上高の増減があります。商品売上高は、オークション落札価額に対する手数料収入、カタログ収入、年会費等と同様に当社の売上高を構成する要素であり、当社の在庫商品を販売した場合、その販売価格（オークションでの落札の場合には落札価額）を商品売上高として、売上高に計上することとしております。

2. その他オークションは、出品の状況により随時開催しております。

）オークション事業

当連結会計年度は、合計で30回のオークションを開催しました。内訳は、近代美術オークション及び近代美術Partオークションを各6回、近代陶芸オークション及びBags / Jewellery & Watchesオークションを各5回、ワインオークションを3回、西洋美術オークション及び戦後美術&コンテンポラリーアートオークションを各2回、その他特別オークションとして木梨憲武オークションを1回となります。

主力の近代美術オークションは、前年度比で出品点数21.9%減、落札点数20.4%減と減少し、平均落札単価も前年度比で10.4%減と減少しましたが、エスティメイト下限合計額に対する落札価額の比率は平均で139.3%と高水準で推移いたしました。当連結会計年度は、平成22年以降、近代美術オークションの中で取り扱ってまいりました戦後美術及びコンテンポラリーアートを独立させ、単独のオークションとして2回開催いたしましたので、近代美術オークションの取扱高、売上高、出品点数及び落札点数は、前年度対比では大きく減少しております。

近代陶芸オークションは、前年度比で出品点数1.0%減、落札点数0.9%減と微減しましたが、当連結会計年度は、2回の古美術を含むオークションが好調であったことから、平均落札単価は前年度比で20.4%増と大きく増加、またエスティメイト下限合計額に対する落札価額の比率も平均で144.0%と高水準で推移いたしました。

近代美術Partオークションは、前年度比で出品点数2.9%増、落札点数0.1%増と微増いたしました。平均落札単価は前年度比で42.5%増と大きく増加、また、エスティメイト下限合計額に対する落札価額の比率も平均で152.5%と高水準で推移いたしました。

その他オークションでは、ワインオークションが前期の実績を大きく上回り、また戦後美術&コンテンポラリーアートオークションの開催が収益に貢献しました。

）オークション関連その他事業

プライベートセール部門では、当連結会計年度も積極的な取り扱いに努めた結果、高額作品の成約があり、取扱高は前年度比47.2%増、売上高は前年度比44.9%増とともに大きく増加しました。その他、貴金属等買取サービスも積極的に行い、前年度との比較では、取扱高、売上高ともに大きく増加いたしました。

エネルギー関連事業

50kW級の低圧型太陽光発電施設の販売に関しましては、当連結会計年度は101基を販売いたしました。

前期から見込んでおりました生産性向上設備投資促進税制が浸透し、即時償却を目的とした需要により、販売数は優遇税制措置を受けられる期限の本年3月末まで順調に推移いたしました。4月以降は、同税制により受けられる優遇税制措置は50%の特別償却となるため、需要の伸び悩みを予想しておりましたが、4月以降も依然として強い需要があり、販売数を積み増すことができました。

なお、当連結会計年度に開始いたしました日本ロジテック協同組合との電力共同購買事業（エコサブ）において、日本ロジテック協同組合が経営破綻したことにより、当社子会社が有する売掛債権について、その回収可能性を慎重に判断した結果、当連結会計年度において、貸倒損失48,614千円を特別損失として計上いたしました。

その他、子会社が保有しておりました穂北太陽光発電所の売却、子会社保有の太陽光発電施設による売電事業等により、当連結会計年度の売上高は、前年度比50.2%増の2,714,240千円、セグメント利益は、前年度比258.4%増の269,183千円となりました。

その他

医療機関向け支援事業におきましては、診療報酬債権ファクタリング事業を一旦凍結し、新たに医療周辺事業として、日本を含めたアジアの富裕層に最先端の医療技術やより良い品質の医療サービスを紹介する医療ツーリズムを収益の柱とすべく、高度医療サービスや高度医療健診を提供する医療機関や提携医療機関等との具体的な折衝を行っております。当連結会計年度は、香港において孫会社を取得し、香港での中国銀聯カードの決済機能を保有するCoporate Business Network Limitedと当該孫会社との間で業務提携を締結し、新たに合弁会社を設立いたしました。これは、主に日本の医療サービスを利用する中国・アジアからのインバウンド旅行者の獲得を目的としたものであり、当該合弁会社の設立は、その決済プラットフォームを構築することを目的としたものであります。その他、医療コーディネーター業務や医療通訳養成講座を開始しております。

また、新たな事業として、当連結会計年度より保険事業を開始いたしました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高3,898,100千円（前年度比32.2%増、対前年度増加額950,042千円）、営業利益356,293千円（前年度比358.2%増、対前年度増加額278,529千円）、経常利益332,332千円（前年度比530.3%増、対前年度増加額279,603千円）、親会社株主に帰属する当期純利益164,149千円（前年度比902.9%増、対前年度増加額147,781千円）と前年度比で大幅な増収増益を達成いたしました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの増加が投資活動によるキャッシュ・フローの減少により一部相殺され、305,844千円の資金増加となり、当連結会計年度末の資金は1,277,375千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、279,519千円（前年は490,750千円の獲得）となりました。これは主に、売上債権の増加による減少252,436千円に対し、税金等調整前当期純利益281,247千円とたな卸資産の減少による増加272,906千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、349,480千円（前年は425,927千円の使用）となりました。これは主に定期預金の増減における預け入れ増による支出313,250千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は、377,176千円（前年度は24,764千円の使用）となりました。これは主に短期借入金の増加による増加621,000千円と、長期借入金の増減における減少217,227千円と配当金の支払いによる減少34,100千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、主に美術品等のオークション事業運営とエネルギー関連事業を行っており、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしていません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	前年同期比(%)
オークション関連事業(千円)	1,180,949	3.5
エネルギー関連事業(千円)	2,714,240	50.2
報告セグメント計(千円)	3,895,190	32.1
その他(千円)	2,909	832.6
合計(千円)	3,898,100	32.2

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ハマテック	-	-	400,000	10.3

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

現政権によるインフレ目標政策は、2%の到達時期を順次先送りしている状況であります。デフレ脱却への道は険しく、目標達成そのものが難しいとの見方がありますが、日銀の政策姿勢の根幹は大きく変わっておらず、いずれは達成されるとの見方もあり、少なくとも日銀のインフレ目標実現に拘る政策姿勢は、中期的には当社がいままで手掛けてきたオークション関連事業にとって有利に働くものと期待を寄せております。しかしながら現在の状況は、進行中の「日本近代美術再生プロジェクト」と題した、日本の近代美術の再評価と価値付けへの取り組みにとって厳しいものであります。

オークション市場全体の規模は、ここ数年拡大傾向にありますが、現時点では、未だ日本の美術そのものが歴史から消えてしまう危機的状況にあることに変わりはありません。当社がマーケットメーカーとして機能し、安定的な実績を上げることで、市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事が可能であると確信しており、信念をもって引き続き取り組んでまいります。

同時に、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を戦略的在庫商品として積極的に確保し、取引を通じて当社が日本の近代美術の再評価と価値付けに時間をかけて取り組んでいくことで、日本の美術品の経済的価値を支え、更にその向上を通じて当社の中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

また、外的要因を比較的受けにくい事業により中期的な財務上の課題の具体的解決を図ることを目的としてエネルギー関連事業を既に収益化し、医療機関向け支援事業及び保険事業では収益化への準備を進めておりますが、引き続き、当社グループの成長戦略を支える収益の柱となる新たな事業を模索してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク事項を記載しております。あわせて、必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断にとって重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、本文の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1．グループ全体

(1)小規模組織について

当社グループはグループ従業員数50名程度と規模が小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっております。今後も必要に応じ、内部管理体制の充実とそれに伴う人員補充を実施していく方針であります。人材の確保及び管理体制の維持ができなかった場合、適切な組織的対応が出来ず、組織効率が低下する可能性があり、業務に支障をきたすおそれがあります。

2．オークション関連事業

(1)オークションへの出品について

日本国内の美術市場にあつては、取引全体のボリュームとしては、対前年比では拡大傾向にあります。海外の市況を反映した様子見感が広まっており、全体としては先行き不透明な状況に推移しております。当社は、いかなる状況においても出品募集営業を徹底して強化していく所存ですが、順調に出品数が増える保証はなく、出品数の減少が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)競合について

当社グループは、美術商、宝石商、百貨店及び他のオークション会社と競合関係にあります。オークションという公の場で登録をすれば誰でも同じ条件で参加でき、参加者が価格を決定する取引形態の優位性が認知度を高め、オークションの拡大につながっております。美術品オークション会社数は近年横ばい傾向にあります。取扱商品に関する専門知識とオークション開催に係る労働集約型業務システム（作品の預り～鑑定～査定～カタログ作製～下見会～オークション会場運営～作品の発送等）が、美術品オークションへの参入障壁となっております。

オークション会社間の競合は、出品作品の募集、販売の営業戦略が最も重要な要因であり、当社は、国内大手オークション会社として美術品取引業界に幅広く認知されております。

海外には、クリスティーズ、サザビーズを筆頭に数多くのオークション会社がありますが、日本美術に関する知識、情報が参入障壁となっております。また、海外のオークション会社や国内外の中国人を主な対象として国内で開催される中国美術品の新興オークション会社とは基本的に取り扱い作品が異なるため、現在のところ外国絵画、コンテンポラリーアート等の一部のジャンルの美術品以外、競合関係にはありません。

その他、インターネットを使ったオークション（売却希望者と購入希望者が相対で取引できる場をインターネット上に提供しており、当社のように作品所有者から販売委託を受けて執り行うオークションとは相違しています。）に関して、商品を実際に検分できる場所を提供することなく、デジタル画像のみで取引を成立させるリスクは、高額品になるほど大きくなり、現状において、インターネットオークションと競合する分野は、低価格帯の美術品取引のみに限定されております。しかしながら、国内において、拡大・発展途上のオークションビジネスも、国内業者間の再編、海外の大手オークションハウスの本格的日本進出等が起こった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)売上高の構成について

オークション関連事業の売上高の主たる構成要素は、落札価額に対する手数料収入（落札手数料及び出品手数料）であります。落札手数料は、落札価額の200万円以下に対し15.0%、200万円超5,000万円以下に対し12.0%、5,000万円超に対し10.0%、出品手数料は、落札価額の10.0%（いずれも別途消費税）としております。

なお、当社が仕入れた後に、当社の在庫商品としてオークションやプライベートセールで売却する場合があります。この場合、オークションでの落札価額またはプライベートセールでの販売価格を商品売上高としてそのまま売上高に計上するため、当社在庫商品の取扱高の増減が、売上高変動のひとつの要因となります。その他、カタログの販売高、出品者から徴収するカタログ掲載料で構成されるカタログ収入、有料会員から徴収する会費収入があります。

回次		第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月		平成24年 5月	平成25年 5月	平成26年 5月	平成27年 5月	平成28年 5月
取扱高	(千円)	3,534,011	3,225,967	4,297,987	4,440,848	4,129,619
売上高	(千円)	1,359,448	1,248,610	1,194,284	1,140,671	1,180,949
内商品売上高	(千円)	784,606	714,219	416,108	361,832	492,412

(4)美術品の査定について

オークションに出品されるすべての作品は、査定委員会にて現物を直接検分して、評価額を決定しております。査定委員会は当社取締役を常任委員とし、必要に応じて担当部長ならびに社外の専門家を交えて複数のメンバーで構成しています。作品の評価額は、オークション出品の際、そのままエスティメイト（落札予想価格帯）を構成するため、適切な評価額を決定する体制を整えています。

また、オークションの公明性を高めるため、査定委員会常任委員が直接当社グループのオークションに出品することを禁止しています。しかしながら、査定委員会が現下の市況と大きく乖離した評価をし、その結果オークションで落札されないケースが連続した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)鑑定・鑑別の外部委託について

当社グループのオークションに出品される美術品や宝飾品の真贋に関しては、権威ある第三者機関に鑑定・鑑別を依頼しております。美術品に関しては、当社グループが認める鑑定機関及び鑑定人が存在する作家の作品に関しその鑑定を受け、宝飾品に関しては、原則として当社グループが定める鑑別機関の鑑別を受けることとしており、当社グループは、販売委託者と鑑定・鑑別機関及び鑑定人の仲介を行っておりますが、当社グループが鑑定・鑑別を行うことはありません。

オークションの開催・運営にあたっての規則であるオークション規約及び特約に基づき、当社グループが開催する近代美術、近代陶芸、戦後美術&コンテンポラリーアートの出品作品、ブランドバック等のブランド雑貨に関し、当社グループは、オークションの開催日から5年以内に、落札作品が真作でないとの証明がなされた場合、落札作品を引き取り、落札者に代金を返還することになっております。但し、近代美術 Part 等のオークションで取り扱う低価格作品、骨董（アンティーク）等の真贋判定の困難な作品に関しては保証しておりません。当社グループは、出品作品の真贋には、最善の注意を払い対応しておりますが、真作でない作品を誤って取り扱うことにより、信用低下につながる可能性があります。当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)オークション未収入金及びオークション未払金について

オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する、落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務であります。オークション規約及び販売委託に関する約定に基づき、落札者からは、オークション開催日から土日祝日を除く10日以内に購入代金が支払われ、出品者に対しては、オークション開催日から35日以内に販売代金を支払っており、従ってオークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、オークションの開催日程と連結会計年度末日との関係で増減します。

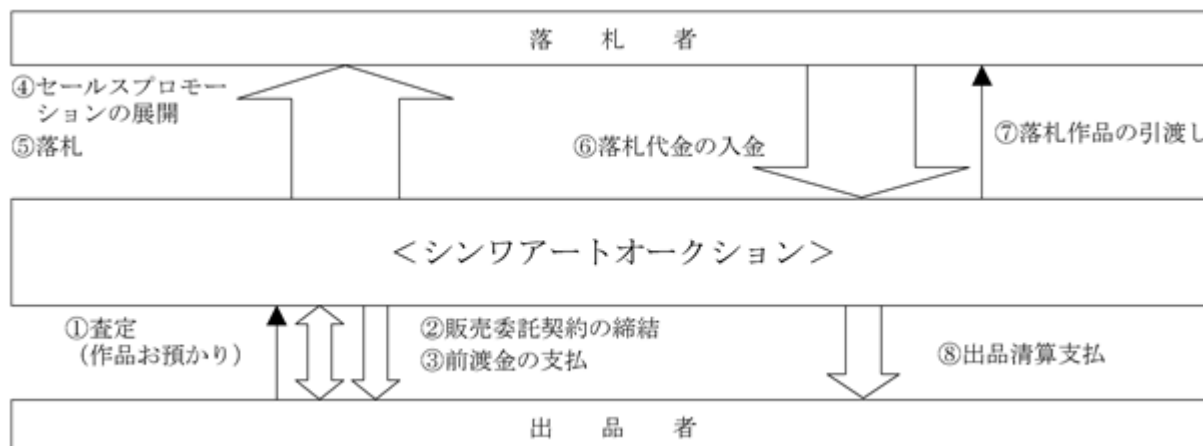
(7)前渡金制度について

当社グループは、営業戦略上、業者のみならず一般コレクターからの出品を促進するためのシステムとして、オークションへの出品が決定した作品に関し、販売委託契約締結と同時に最低売却価格（成行き作品の場合はエスティメイト下限金額）の最大85%の金額を前渡しすることができる前渡金制度を採用しております。主に近代美術オークションにおいて契約締結から支払までの期間が最長約4ヶ月であることに、出品者の急な資金需要に対応できる施策として、当社グループの出品募集に大きく貢献しております。

前渡金が支払われている作品が不落札となった場合には、オークション終了後に出品者から前渡金が返還されることになっておりますが、万一、出品者が前渡金を返済できない事態が生じたとしても、不落札の作品を売却し、前

渡金返済に充てることができます。しかしながら、今後事業が拡大する中で、前渡金の返還及び回収が滞る事案が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・前渡金契約のフロー図



例) 最低売却価格：3,000,000円、落札価額：3,500,000円の場合

査定 (作品お預かり)

作品をお預かりし、最終的な査定を行います。

販売委託契約の締結

オークション開催日の約2ヶ月前迄に販売委託契約を締結します。

前渡金の支払

販売委託契約の締結後に前渡金を支払います。

(最低売却価格3,000,000円の85%、2,550,000円を上限とします。)

セールスプロモーションの展開

カタログを作製し、オークション直前には下見会を開催します。

落札

オークションで落札。

落札代金の入金

オークション開催日より10日以内(土日祝日を除く)に入金いただきます。

(落札価額3,500,000円、落札手数料2,000,000円以下に対して16.2%の324,000円(税込)、2,000,000円超の1,500,000円に対して12.96%の194,400円(税込)の合計4,018,400円)

落札作品の引渡し

落札代金の入金確認後、作品を引渡しします。

出品清算支払

オークション開催日から35日以内に支払います。

(落札価額3,500,000円から出品手数料10.8%の378,000円(税込)、出品費用もしくはカタログ掲載料・保管料等の売り手費用と前渡金2,550,000円を控除した金額)

(8)一括保証取引について

当社は、大口で一括の出品に関して、営業戦略上、落札価額合計額の最低金額の保証を行う場合があります。一括保証した金額については、作品をお預かりし、契約締結後に前渡金として保証金額の支払いを行う場合がありますが、実際の落札価額合計額が、この保証金額に満たない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9)美術品等の保管について

当社グループでは、作品所有者からオークションへの出品依頼を受け、作品をお預かりしてから、落札者のもとへ納品されるまでの期間、作品を当社グループの倉庫等に保管しております。保管している作品にはすべて保険を付保しており、盗難、火災等については保険の対象となっております。しかし、地震等の自然災害に起因する事故については保険対象外の扱いとなっていることから、地震等の自然災害が発生し出品予定作品が損壊した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

また、オークション規約上、当社の故意または重過失に起因する損害に関しては、通常の損害の他、予見可能な損害までを当社の責任の範囲と定めており、通常損害保険で担保されない範囲の損害が発生することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)法的規制について

当社は、海外においてオークション事業を展開しているクリスティーズ、サザビーズ等の事業モデルを導入し、オークションによる美術品の流通形態を日本の市場に創造する目的で設立されました。

当社グループが行っているオークション形態は、日本国内においては、商法第551条の間屋（といや）に該当し、オークションの運営にあたっては、オークション規約を制定しておりますが、同規約は、民法、商法、消費者契約法、古物営業法等の規制を受けております。

これら、日本国内における法的規制により、過去において当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼした事実はありません。しかしながら、当社グループが行うオークションという事業形態は、日本国内で完全に認知を得ているわけではなく、将来的にオークションの運営に支障を来すような法令等の規制を受けた場合、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

現在、当社グループでは定期開催のオークションの他、西洋美術オークション、戦後美術&コンテンポラリーアートオークション、ワインオークション、個人収集品オークション等を随時開催しております。また、チャリティオークション開催のためのカタログ作製作業やオークション会場運営等の業務提供も行っております。ワインの取り扱いに関しては「酒税法」の、宝石・貴金属等の取り扱いに関しては「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の、西洋美術の一部の作品の取り扱いに関しては「電気用品安全法」の、象牙等の希少野生動物種の剥製、標本、器官等の取り扱いに関しては「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」の定めに従って行っております。今後も、取扱商品が拡大していく中で個別に法的規制を受けるケースが考えられますが、当社グループは、いかなる場合も法令を遵守し対応していく所存であります。しかしながら、将来的に個別の法的規制により当社グループが取り扱えないアイテムが発生し、当社グループの事業計画の変更を余儀なくされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11)古物の取り扱いについて

当社グループは、盗難品や遺失物を取り扱わないよう従業員に対しても定期的に教育を行っております。しかしながら、不測の事態により盗難品や遺失物がオークションに出品されるなどした場合、信用失墜により取扱高の減少及び法令手続に基づく損失の発生等の可能性があります。

(12)著作権について

当社のオークションカタログに図版を掲載するに当たり、著作権者或いは著作権管理団体に著作権使用に係る許諾を受けることを、当社が把握しているものについては実施しています。また、それ以外のものについては著作権法第47条の2の定める範囲内で掲載しております。当社の規定においては、著作権使用料は出品者負担として、請求がある著作権者或いは著作権管理団体に支払っておりますが、今後請求先が増加し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)顧客情報の取り扱いについて

当社グループは、オークション出品者に対して、その出品者との間で締結される販売委託契約により、顧客情報に関する守秘義務を負っております。当社はプライバシーマークを取得しており、個人情報の取り扱いについては充分注意しております。しかしながら、不測の事態により情報が外部に漏洩する事態となった場合、信用の失墜による取扱高の減少及び損害賠償による損失の発生等の可能性があります。

(14)戦略的在庫商品の保有について

美術市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事を目標に、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を数点購入し、戦略的在庫として保有し、作品ごとに、販売時期、価格及び販売先に関して当社の理想とする最良の環境での販売を考えており、その環境が整うまでは当社で保有することを予定しております。戦略的在庫商品の購入後は、経済環境や美術品取引市場の著しい変動により、保有する戦略的在庫商品の評価の見直しを迫られる可能性があります。また、販売が計画通り進まず、保有期間の長期化による資金の固定化や、予想していた販売収益が得られない可能性があります。また、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また美術品としての性格上、戦略的在庫として想定する作品の数は限定的であり、購入が計画通りに進まない可能性があります。

3. エネルギー関連事業

(1) 法的規制について

当社グループは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき太陽光発電の分野で事業展開をしておりますが、今後の電力の固定価格買取制度における買取価格の引き下げや、買取年数の短縮等の政府の施策により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、大型発電施設の建設計画は、森林法等の法令や条例の規制を受けることにより許認可が下りるまでに時間がかかり、用地選定から売電開始に至るまでの期間が当初予想から大幅に長引いたり、計画そのものを途中で断念せざるを得ない状況になることも考えられ、これらの要因が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 気象・災害等のリスクについて

太陽光発電は、気象条件により発電量が左右されるほか、設備の劣化や天災・火災等の事故により、想定した発電量と実際の発電量との間に予期せぬ乖離が生じる可能性があります。これらの要因が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 計画の遅延及び見直しについて

太陽光発電の分野には現在多くの企業が参入しており、当社グループが手掛ける太陽光発電施設の販売におきましても、各社が競合する状況にあります。また、電力会社による系統連系手続の遅れや系統連系そのものの見合わせ等が発生した場合には、当社グループの事業が当初の計画通り進まず、事業計画そのものの見直しを迫られる可能性もあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) デリバティブ取引のリスクについて

当社グループの金融機関からの長期借入金には、一部金利変動によるものが含まれており、変動金利の長期借入金につきましては、金利スワップ取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、期末ごとに時価評価したうえで損益処理することとしており、この評価損益が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成28年5月31日現在9業者と正規特約店委託契約を締結しております。

(1) 契約の目的

特約店は、美術業者や得意先コレクターから当社オークションへの出品に関する業務を行うことを目的としております。業務内容は、オークション売却希望者から売却委託を受け、当社と出品契約を締結する業務と、オークション売却希望者を当社に紹介し、オークション売却希望者と当社との出品契約の締結の仲介をする業務があります。

(2) 契約期間に関する事項

契約期間は、契約日から1年間とし、それ以降は自動更新であります。

(3) 紹介料に関する事項

特約店の紹介による出品契約が締結された場合、当社は落札価額に応じた紹介料を特約店に支払います。

(4) 契約解除に関する事項

契約満了の30日前までに契約解除の申し出があった場合、当社オークションへの出品及び紹介総額が一定基準に満たない場合、その他契約違反が生じた場合、当社は契約を解除することができます。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、当社グループは、過去の実績値や現状等を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき継続的に見積り、判断及び評価を行っております。

当社グループの経営陣が、当連結会計年度末において、見積り、判断及び評価等により、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えているものとしては、貸倒引当金、棚卸資産の評価、退職給付に係る負債、法人税等及び繰延税金資産があげられます。

なお、見積り、判断及び評価等については、過去の実績や現状等に基づいて合理的と考えられる要因等に基づいて行っておりますが、見積りや評価には、不確実性が伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度の資産につきましては、総資産は、前年度比598,424千円増の3,959,187千円となりました。内訳は流動資産が856,444千円増の3,566,198千円、固定資産は258,019千円減の392,988千円となりました。流動資産の主な内訳と増減は、現金及び預金2,065,625千円（前年度比619,094千円の増加）、売掛金256,556千円（前年度比203,821千円の増加）、商品626,822千円（前年度比273,874千円の増加）、仕掛品5,990千円（前年度比286,591千円の減少）、前渡金199,085千円（前年度比59,110千円の増加）であります。固定資産の主な内訳と増減は、機械装置及び運搬具252,465千円（前年度比276,060千円の減少）、投資その他の資産97,680千円（前年度比7,085千円の増加）であります。

負債は前年度比466,277千円増の2,186,212千円となりました。内訳は流動負債が460,404千円増の1,778,474千円、固定負債が5,873千円増の407,738千円となりました。流動負債の主な内訳と増減は、短期借入金982,500千円（前年度比621,000千円の増加）、オークション未払金350,817千円（前年度比52,544千円の減少）、1年内返済予定の長期借入金61,172千円（前年度比226,055千円の減少）、役員賞与引当金58,232千円（前年度比58,232千円の増加）であります。固定負債の主な内訳と増減は、長期借入金327,556千円（前年度比8,828千円の増加）及び退職給付に係る負債42,550千円（前年度比4,750千円の増加）であります。

純資産は、前年度比132,147千円増加の1,772,974千円となりました。この主な内訳と増減は、資本金930,457千円（前年度比3,714千円の増加）、資本剰余金535,740千円（前年度比3,714千円の増加）、利益剰余金524,385千円（前年度比129,901千円の増加）、自己株式 223,655千円（前年度比2,125千円の増加）であります。この結果、1株当たり純資産額は307.93円、自己資本比率は44.6%となっております。

また、キャッシュ・フローの分析については「第2【事業の状況】の1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績の分析は、「第2【事業の状況】の1【業績等の概要】」に詳述したとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、子会社のエーベックが所有しておりました宮崎県西都市の太陽光発電設備につきましては、たな卸資産への保有目的の変更を行い、売却いたしました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成28年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(単位:千円)					従業員数 (人)
			建物	車両運搬 具	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都中央区)	オークション関連 事業	オークション会場 展示場	3,424	0	864	-	4,289	15
本社事務所 (東京都江東区)	オークション関連 事業	本社機能	844	0	1,057	5,741	7,644	10 (7)

(注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 本社及び本社事務所の建物は賃借しており、年間賃借料は本社73,737千円、本社事務所10,626千円であります。

(2) 国内子会社

平成28年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(単位:千円)			従業員数 (人)
				機械装置及び 運搬具	土地	合計	
エーベック株式会社	太陽光発電設備 (兵庫県西脇 市)	エネルギー関連事業	太陽光発電設備	220,383	20,000	240,383	-

(注) 金額には消費税等を含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
エーベック 株式会社	東京都 中央区	エネルギー 関連事業	太陽光発 電施設	900	-	自己資金 及び借入 金	平成28.6	平成28.11	255%増加

(注) 詳細につきましては、第5 経理の状況 1. 連結財務諸表 (2) その他 (重要な後発事象)をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年5月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成28年8月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,594,900	6,594,900	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は100株 であります。
計	6,594,900	6,594,900		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成28年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容

(平成25年1月21日取締役会決議による第5回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,100	1,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000	110,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	31,400	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年2月5日 至平成30年2月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき80円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 相続した新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に27%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に100%を乗じた価格（1円未満の端数は切り上げる。）で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
7. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年2月5日（本新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年2月4日（本新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成25年5月30日取締役会決議による第8回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	980	980
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	98,000	98,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年6月17日 至平成30年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき640円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り上げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成25年6月17日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年6月16日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成25年11月8日取締役会決議による第9回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	2,950	2,950
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	295,000	295,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,600	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年11月25日 至平成30年11月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき300円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成25年11月25日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年11月24日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成26年6月13日取締役会決議による第12回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	2,950	2,950
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	295,000	295,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	36,400	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年6月30日 至平成31年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき190円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月30日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成31年6月29日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成26年11月10日取締役会決議による第14回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	5,598	5,598
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	559,800	559,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,300	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年11月25日 至平成31年11月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき180円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年11月25日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成31年11月24日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成27年10月16日取締役会決議による第15回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成28年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	4,500	4,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	450,000	450,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	29,300	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年11月2日 至平成32年11月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき100円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(付与株式数)を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、割当日以後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日以後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記4.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記4.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
7. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成27年11月2日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成32年11月1日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の内容
（平成27年10月16日取締役会決議による第16回新株予約権）

区分	事業年度末現在 （平成28年5月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年7月31日）
新株予約権の数（個）	1,450	1,450
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	145,000	145,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	32,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年11月2日 至 平成32年11月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7	同左

（注）1．当社が、割当日以後、株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（付与株式数）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

- 2．当社が、割当日以後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、割当日以後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日以後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記3．（1）記載の資本金等増加限度額から、上記3．（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権割当契約に違反した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4) 本新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (5) 本新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (6) 本新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
6. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成29年11月2日（本新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成32年11月1日（本新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 4 に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年6月1日～ 平成24年5月31日 (注)1	350	58,429	3,837	785,155	3,837	389,905
平成24年6月1日～ 平成25年5月31日 (注)1	640	59,069	7,816	792,971	7,816	397,721
平成25年6月1日～ 平成26年5月31日 (注)2、3	6,457,031	6,516,100	127,231	920,203	127,231	524,953
平成26年6月1日～ 平成27年5月31日 (注)1	46,800	6,562,900	6,539	926,742	6,539	531,492
平成27年6月1日～ 平成28年5月31日 (注)1	32,000	6,594,900	3,714	930,457	3,714	535,207

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成25年12月1日付株式分割(1株につき100株の割合)により、発行済株式数が6,095,331株増加しております。

3. 新株予約権の行使により、発行済株式数が361,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ127,231千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	32	32	16	1	2,532	2,616	-
所有株式数 (単元)	-	1,713	6,955	9,312	1,351	1	46,610	65,942	700
所有株式数の 割合(%)	-	2.60	10.55	14.12	2.05	0.00	70.68	100	-

(注) 自己株式862,800株は、「個人その他」に8,628単元を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ジャパンヘルスサミット	宮城県仙台市青葉区本町2-14-24	336,500	5.10
株式会社アセットマネジメント	愛知県名古屋市東区主税町4-85	290,000	4.40
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	262,900	3.99
倉田 陽一郎	東京都江戸川区	216,800	3.29
中川 健治	神奈川県横浜市磯子区	150,000	2.27
株式会社ヤングアート	兵庫県高砂市米田町島2	146,700	2.22
赤沢 誠一	岡山県倉敷市	140,400	2.13
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	132,200	2.00
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	104,100	1.58
Deutsche Bank AG London 610 (常 任代理人 ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町2-11-1 山王 パークタワー)	84,000	1.27
計		1,863,600	28.26

(注) 上記のほか、自己株式が862,800株あります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 862,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式5,731,400	57,314	
単元未満株式	普通株式 700		
発行済株式総数	6,594,900		
総株主の議決権		57,314	

【自己株式等】

平成28年5月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
シンワアートオーク ション株式会社	東京都中央区銀座7 -4-12	862,800	-	862,800	13.08
計	-	862,800	-	862,800	13.08

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成27年10月16日開催取締役会決議によるもの)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成27年10月16日の取締役会において、当社従業員に対しストック・オプションとして新株予約権の発行を決議したものであります。

決議年月日	平成27年10月16日
付与対象者の区分及び人数	従業員 26人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成27年8月25日)での決議状況 (取得期間 平成27年8月26日~平成27年9月10日)	200,000	50,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	8,000	2,125,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	192,000	47,875,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	96%	95.75%
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	96%	95.75%

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	862,800	-	862,800	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の配当政策の基本的な考え方は、収益状況に応じた配当を行うことを基準としつつも、安定的な配当の維持ならびに将来の事業展開に備えた内部留保の充実、財務体質の強化等の必要性を総合的に勘案し、決定することとしております。内部留保資金につきましては、中長期的視野に基づいた事業拡大のための投融資等に充当したいと考えております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会であります。また、状況に応じた対応を行えるよう、当社は「取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、1株につき7円の配当といたします。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成28年8月30日 定時株主総会決議	40,124	7

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月
最高(円)	47,350	94,000	74,700 709	454	549
最低(円)	27,400	21,210	45,500 287	299	225

(注) 1. 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成25年12月1日、1株 100株)による、権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年12月	平成28年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	340	429	437	549	425	446
最低(円)	285	253	299	370	317	313

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長	代表取締役	倉田 陽一郎	昭和40年2月11日生	昭和62年4月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社入社 昭和63年10月 ウォーバーグ投資顧問株式会社入社 平成4年4月 メースピアソン投資顧問株式会社入社 平成9年10月 ミネルヴァ投資顧問株式会社設立 代表取締役就任 平成10年10月 国務大臣金融再生委員会委員長 政務秘書官就任 平成11年7月 ミネルヴァ投資顧問株式会社代表取締役就任 平成13年6月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成21年4月 SHINWA ART AUCTION HONG KONG COMPANY LIMITED (現 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED) 代表取締役就任(現任) 平成25年4月 エーベック株式会社代表取締役社長就任(現任) シンワメディカル株式会社(現シンワメディコ株式会社) 代表取締役社長就任(現任) 平成28年1月 Shinwa Medico Hong Kong Limited 代表取締役就任(現任) 平成28年3月 Shinwa Medico Linking System Co., Ltd. 代表取締役就任(現任)	(注)3	216,800
専務取締役	代表取締役	中川 健治	昭和26年6月3日生	昭和51年4月 株式会社永善堂 入社 平成11年2月 当社入社 総支配人 平成13年6月 当社専務取締役就任 平成22年1月 当社代表取締役専務取締役就任(現任)	(注)3	150,000
取締役		泉山 隆	昭和44年3月17日生	平成2年6月 当社入社 平成12年4月 当社第一営業部長 平成12年6月 当社営業部長 平成14年4月 当社営業本部長 平成14年7月 当社取締役就任(現任)	(注)3	53,000
取締役		石井 一輝	昭和45年4月8日生	平成10年4月 当社入社 平成12年4月 当社人事部長 平成14年4月 当社総務人事部長 平成24年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	13,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		木下 邦彦	昭和20年3月12日生	昭和47年3月 公認会計士登録 昭和48年1月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成3年6月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員 平成5年6月 同監査法人浜松・静岡・豊橋事務所所長 同監査法人本部理事 平成22年6月 新日本有限責任監査法人退職 木下邦彦公認会計士事務所所長就任(現任) 平成22年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	
常勤監査役		羽佐田 信治	昭和37年12月10日生	昭和60年4月 株式会社西武百貨店 入社 平成3年4月 株式会社泰明画廊 入社 平成12年10月 当社入社 営業部長 平成13年6月 当社常務取締役就任 平成24年8月 当社常務取締役退任 平成24年8月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	58,500
監査役		足達 堅	昭和18年4月18日生	昭和46年4月 夏目達郎会計事務所 入所 昭和48年4月 大手町監査法人 勤務 昭和53年4月 公認会計士銀座共同事務所 入所 昭和55年8月 公認会計士登録 昭和55年12月 税理士登録 平成10年4月 足達会計事務所開業(現任) 平成15年12月 当社監査役就任(現任)	(注)5	27,800
監査役		佐野 洋二	昭和24年12月15日生	昭和50年4月 東京弁護士会登録 黒田法律事務所入所 昭和53年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 昭和55年4月 佐野法律事務所(現MOS合同法律事務所)開業(現任) 平成15年12月 当社監査役就任(現任)	(注)5	17,800
計						536,900

- (注) 1. 取締役木下邦彦は、社外取締役であります。
2. 監査役足達堅及び監査役佐野洋二は、社外監査役であります。
3. 平成27年8月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成26年8月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成27年8月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社及び当社グループは、株主をはじめ、お客様、取引先、従業員等全てのステークホルダーの信頼を得るために、長期にわたって企業価値を高める経営に取り組むべきであると考えております。

そのためにも、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に向けて、経営の監督機能を維持・強化し、経営の健全性の充実を図るとともに、経営の透明性を高めるべく、適切な情報開示・積極的なIR活動に努めてまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

ア．取締役会

当社を取り巻く経営環境は、めまぐるしく変化しており、経営の意思決定から業務執行までを迅速に対応するには少数精鋭による経営体制が適当であることから、取締役会は、5名の取締役により構成されております。

取締役会は、月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて、臨時取締役会を開催し、重要事項の決議を行うとともに、業績の進捗状況及び経営方針に係る報告を行っております。当社取締役5名のうち1名は、社外取締役であり、社外取締役が、公認会計士としての企業会計に精通する専門家の知見と企業経営に対する高い見識をもとに、独立した立場から当社グループの経営への監督、関与ができる体制を整備しております。なお、当社は、社外取締役を独立役員として指定しております。

なお、当社は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

イ．監査役会

当社は、監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。監査役会は1名の常勤監査役と2名の社外監査役によって構成されております。当社は、社外監査役2名を独立役員として指定しておりますが、独立役員は、公認会計士及び弁護士であり、それぞれ独立した立場から経営に関する監視を行っております。

また、常勤監査役は、取締役会のほか経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

監査役及び監査役会は、内部監査を行う内部監査室から定期的に報告を受けるとともに、会計監査人であるUHY東京監査法人と意見交換を行う等、緊密な連携を取りながら適正な監査を実施しております。なお、当社は、社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役2名との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

ウ．内部監査

当社は、日々の業務がルールに沿って正しく運営されていることを確認する内部監査の重要性を踏まえ、内部監査室を設置し、担当者を1名任命し、計画的に実施しております。

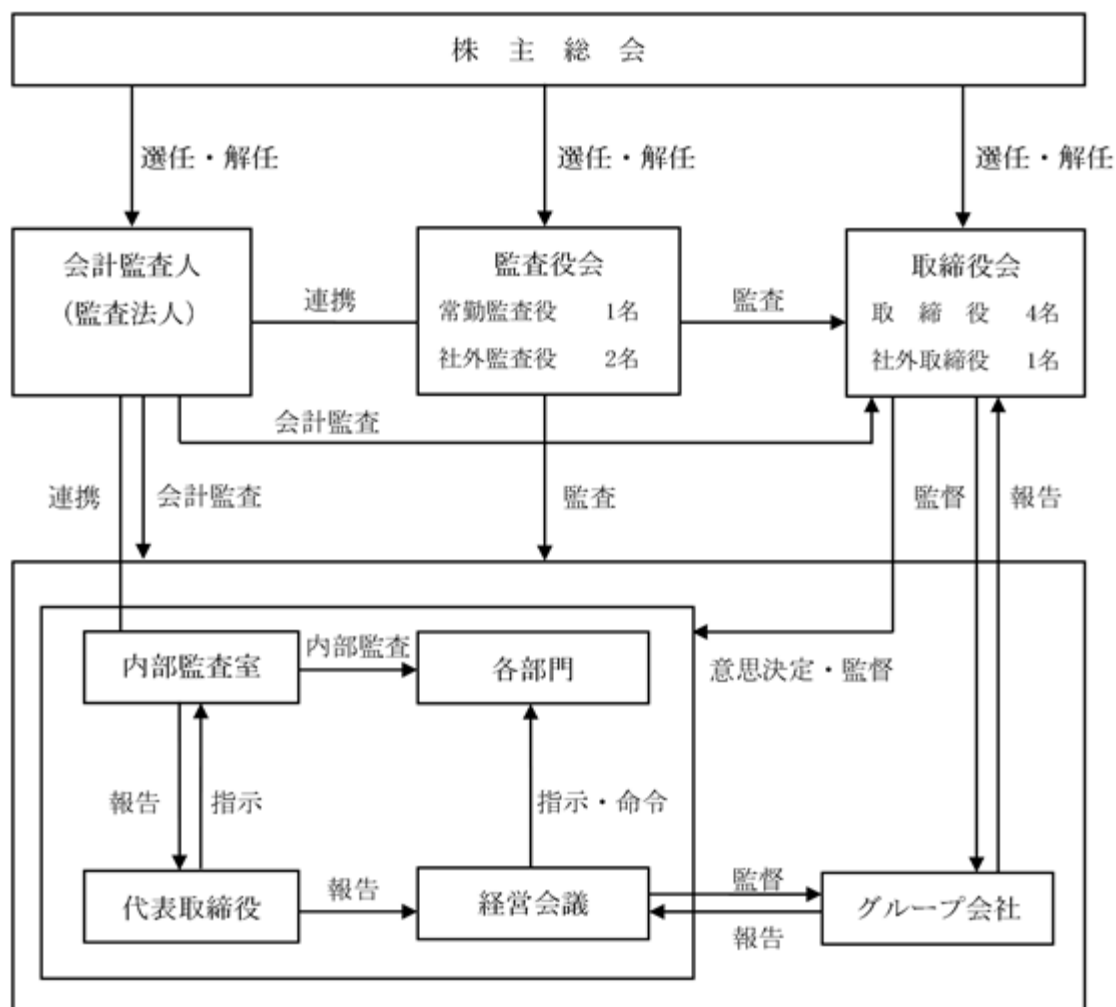
エ．会計監査の状況

会計監査人の名称 UHY東京監査法人

当社は、UHY東京監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。業務執行した公認会計士は、谷田修一氏、鹿目達也氏の2名であります。なお、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他3名からなっております。

オ．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。



．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が継続的にその精神を役員及び従業員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。また、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の整備を推進しており、これらの徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを社内横断的に統括することとし、同部を中心に全社教育等を行っております。

当社は、内部監査室を設置し、内部監査担当者は、総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動を、定期的に取り締役会及び監査役会に報告をおこなっております。

また、法令上疑義のある行為について当社グループの役員及び従業員が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度」を設置運営しております。

．取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書取扱規程」及び「稟議規程」の定めるところにより、取締役の職務の執行にかかる情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っており、取締役及び監査役は、これらの文書または記録を常時閲覧できることとしております。

．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理行動指針として「リスク管理規程」を制定し、役員及び従業員に周知しております。各担当部署は、固有のリスクに対応するため、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成配布等を行っており、全社横断的リスク状況の監視及び対応は総務人事部が行っております。定期的なリスク管理体制の見直しを経営会議において行い、問題点の把握と改善に努めることとしております。新たに生

じたりリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えることとしております。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定めるため、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

情報システムを利用し、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会、経営会議が定期的にその結果をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を図っております。

- ・職務権限・意思決定ルールの方策
- ・経営会議の設置
- ・取締役会による中期経営計画の方策
- ・中期経営計画に基づく各部門毎の業績目標と予算の設定
- ・ITを活用した月次業績管理の実施
- ・取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施

・当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に従って、適切に管理しております。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつも、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を当社の取締役会及び経営会議にて定期的に報告を受け、会計業務、経営等に関する事項について適宜意見を提示するほか、子会社の重要事項は、当社取締役会及び経営会議において精査すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率化を図るとともに、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための統制を行うことで、当社グループの業務の適正を確保しております。

監査役は定期的に子会社の監査役等と意思疎通・情報交換を図り、必要に応じて子会社を調査することとしております。

当社の「内部通報制度」の窓口を、当社グループ共有のものとして設置するとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に当社グループ内で不利な扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じて内部監査担当者を補助者とし、監査業務に必要な事項を命令することができます。内部監査担当者は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の臨時監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して監査役以外の者の指揮命令を受けることはできません。この補助者の人事考課及び異動に関しては、監査役の意見を尊重することとしております。

・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の要請に応じて下記の項目を主なものとする報告及び情報提供を行うこととするほか、常勤の監査役が取締役会のほか経営会議をはじめとする社内の重要会議等に出席し、自ら能動的に情報収集ができる体制を確保しております。

- ・当社の内部統制システム構築に関する各部署の状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

当社グループの役員及び従業員は、当社グループに重大な損害を与える事項が発生または発生する恐れがある場合、当社グループの役員及び従業員による違法または不正を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、適時、適切な方法により監査役に報告することとしております。この監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁じ、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底しております。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行により経営監視機能の強化及び向上を図り、また、その職務の遂行上必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家を利用することができることとしております。

監査役が監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

カ．社外取締役及び社外監査役

当社は、社外からの経営チェック機能を果たすために、専門性、独立性の高い社外役員として、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。当社は、社外役員の選任に際しては、当社が定める「社外役員の独立性に係る基準」に照らすとともに、経歴や当社との関係を踏まえ、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、社外役員として公正かつ専門的な監査・監督の機能を発揮できる十分な独立性が保たれていることを個別に判断しております。

社外取締役木下邦彦氏は、公認会計士としての専門性を活かし、主に営業活動の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。

社外監査役足達堅氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その専門性を活かし、経営監視の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。

社外監査役佐野洋二氏は、弁護士としての専門性を活かし、客観的・中立的立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。

当社は、上記3名の社外役員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

「5．役員状況」に記載のとおり、社外監査役2名はそれぞれ当社株式を保有しておりますが、その数は僅少であり、当社と社外取締役及び社外監査役との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

キ．役員報酬の内容等

・役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社の取締役に対する報酬については、業績連動型の報酬制度を採用しております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬 (千円)	賞与 (千円)	対象となる 役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	93,209	68,865	24,344	4
監査役 (社外監査役を除く)	22,225	15,900	6,325	1
社外役員	17,155	13,200	3,955	3
合計	132,589	97,965	34,624	8

(注) 1．株主総会の決議による取締役報酬限度額は、150,000千円であります。

2．株主総会の決議による監査役報酬限度額は、50,000千円であります。

・役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

・ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬は、定額報酬と業績連動報酬で構成しております。定額報酬は、各取締役の職務の内容及び責任等に応じて、経営環境等を勘案して報酬額を決定しております。業績連動報酬は、取締役の賞与について、当事業年度の当社及び当社グループの業績に基づき決定しております。

監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、定額報酬として、定められた額を支給しております。

ク．株式の保有状況

該当事項はありません。

ケ．コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近 1 年間における実施状況

当社の取締役会は毎月開催されており、平成28年 5 月期には臨時取締役会とあわせて23回開催し、経営の基本方針、会社の重要事項を協議決定いたしました。

監査役会につきましては、平成28年 5 月期に 6 回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定いたしました。

コ．取締役の定数

当社の取締役は 7 名以内とする旨定款に定めております。

サ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

ア．自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

イ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	13,000	-	14,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	13,000	-	14,000	-

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の属する業種、会社規模、監査日数等を勘案し決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年6月1日から平成28年5月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年6月1日から平成28年5月31日まで)の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年5月31日)	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,446,531	2,065,625
売掛金	52,734	256,556
オークション未収入金	261,616	228,001
商品	352,947	626,822
仕掛品	292,581	5,990
前渡金	139,975	199,085
繰延税金資産	75,524	70,131
その他	88,237	114,398
貸倒引当金	395	412
流動資産合計	2,709,754	3,566,198
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	97,355	97,355
減価償却累計額	91,584	93,086
建物及び構築物(純額)	5,770	4,269
機械装置及び運搬具	1,567,205	1,280,999
減価償却累計額	38,679	28,534
機械装置及び運搬具(純額)	528,525	252,465
土地	1,22,500	1,30,500
その他	35,106	35,287
減価償却累計額	31,490	32,955
その他(純額)	3,616	2,331
有形固定資産合計	560,412	289,566
無形固定資産		
ソフトウェア	-	5,741
無形固定資産合計	-	5,741
投資その他の資産		
繰延税金資産	13,951	14,417
その他	90,572	97,127
貸倒引当金	13,928	13,864
投資その他の資産合計	90,595	97,680
固定資産合計	651,008	392,988
資産合計	3,360,762	3,959,187

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年5月31日)	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	31,896	65,219
オークション未払金	403,362	350,817
短期借入金	1、 2 361,500	1、 2 982,500
1年内返済予定の長期借入金	1 287,227	1 61,172
未払法人税等	43,365	98,438
賞与引当金	18,446	18,675
役員賞与引当金	-	58,232
その他	172,273	143,419
流動負債合計	1,318,070	1,778,474
固定負債		
長期借入金	1 318,728	1 327,556
退職給付に係る負債	37,800	42,550
資産除去債務	7,497	-
繰延税金負債	25,239	21,190
その他	12,600	16,441
固定負債合計	401,864	407,738
負債合計	1,719,935	2,186,212
純資産の部		
株主資本		
資本金	926,742	930,457
資本剰余金	532,026	535,740
利益剰余金	394,484	524,385
自己株式	221,530	223,655
株主資本合計	1,631,723	1,766,928
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,708	1,864
その他の包括利益累計額合計	1,708	1,864
新株予約権	9,893	5,210
非支配株主持分	919	2,699
純資産合計	1,640,827	1,772,974
負債純資産合計	3,360,762	3,959,187

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
売上高	2,948,057	3,898,100
売上原価	3 2,087,401	3 2,633,213
売上総利益	860,656	1,264,886
販売費及び一般管理費	1 782,891	1 908,592
営業利益	77,764	356,293
営業外収益		
受取利息	450	648
為替差益	3,520	-
未払配当金除斥益	731	160
受取査定報酬	656	506
その他	816	1,286
営業外収益合計	6,174	2,602
営業外費用		
支払利息	17,372	17,854
デリバティブ評価損	12,127	3,798
為替差損	-	2,273
その他	1,710	2,637
営業外費用合計	31,210	26,563
経常利益	52,728	332,332
特別利益		
固定資産売却益	2 63	-
新株予約権戻入益	-	3,474
特別利益合計	63	3,474
特別損失		
投資有価証券評価損	-	5,944
貸倒損失	-	48,614
特別損失合計	-	54,559
税金等調整前当期純利益	52,791	281,247
法人税、住民税及び事業税	49,271	116,957
法人税等調整額	8,223	877
法人税等合計	41,048	117,835
当期純利益	11,743	163,412
非支配株主に帰属する当期純損失()	4,625	737
親会社株主に帰属する当期純利益	16,368	164,149

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
当期純利益	11,743	163,412
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	256
その他の包括利益合計	-	256
包括利益	11,743	163,155
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	16,368	163,994
非支配株主に係る包括利益	4,625	838

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	920,203	524,953	412,053	222,826	1,634,383
当期変動額					
新株の発行	6,539	6,539			13,079
剰余金の配当			33,937		33,937
親会社株主に帰属する 当期純利益			16,368		16,368
連結範囲の変動					-
自己株式の処分		533		1,295	1,829
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6,539	7,073	17,569	1,295	2,660
当期末残高	926,742	532,026	394,484	221,530	1,631,723

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	1,708	1,708	6,507	5,544	1,644,727
当期変動額					
新株の発行					13,079
剰余金の配当					33,937
親会社株主に帰属する 当期純利益					16,368
連結範囲の変動					-
自己株式の処分					1,829
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3,385	4,625	1,239
当期変動額合計	-	-	3,385	4,625	3,899
当期末残高	1,708	1,708	9,893	919	1,640,827

当連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	926,742	532,026	394,484	221,530	1,631,723
当期変動額					
新株の発行	3,714	3,714			7,428
剰余金の配当			34,248		34,248
親会社株主に帰属する 当期純利益			164,149		164,149
自己株式の取得				2,125	2,125
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,714	3,714	129,901	2,125	135,205
当期末残高	930,457	535,740	524,385	223,655	1,766,928

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	1,708	1,708	9,893	919	1,640,827
当期変動額					
新株の発行					7,428
剰余金の配当					34,248
親会社株主に帰属する 当期純利益					164,149
自己株式の取得					2,125
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	155	155	4,682	1,780	3,057
当期変動額合計	155	155	4,682	1,780	132,147
当期末残高	1,864	1,864	5,210	2,699	1,772,974

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	52,791	281,247
減価償却費	27,154	29,479
貸倒引当金の増減額(は減少)	472	46
賞与引当金の増減額(は減少)	38	229
役員賞与引当金の増減額(は減少)	24,415	58,232
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	4,300	4,750
受取利息及び受取配当金	450	648
支払利息	17,372	17,854
貸倒損失	-	48,614
投資有価証券評価損益(は益)	-	5,944
新株予約権戻入益	-	3,474
デリバティブ評価損益(は益)	12,127	3,798
売上債権の増減額(は増加)	47,669	252,436
オークション未収入金の増減額(は増加)	235,516	33,615
たな卸資産の増減額(は増加)	29,225	272,906
前渡金の増減額(は増加)	95,162	59,110
仕入債務の増減額(は減少)	27,227	33,323
オークション未払金の増減額(は減少)	350,776	52,544
商品共同投資の増減額(は増加)	240,853	-
その他	42,699	61,586
小計	533,624	360,148
利息及び配当金の受取額	423	636
利息の支払額	17,616	17,609
法人税等の支払額	25,680	63,655
営業活動によるキャッシュ・フロー	490,750	279,519
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	280,255	24,480
有形固定資産の売却による収入	172	-
無形固定資産の取得による支出	-	6,500
定期預金の預入による支出	505,000	808,250
定期預金の払戻による収入	375,000	495,000
投資有価証券の取得による支出	15,000	-
出資金の払込による支出	100	-
貸付金の回収による収入	1,048	8,951
敷金及び保証金の差入による支出	2,078	15,046
敷金及び保証金の回収による収入	285	845
投資活動によるキャッシュ・フロー	425,927	349,480
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	335,000	621,000
長期借入れによる収入	360,000	70,000
長期借入金の返済による支出	31,920	287,227
株式の発行による収入	12,515	6,560
新株予約権の発行による収入	1,577	450
自己株式の取得による支出	-	2,125
自己株式の処分による収入	1,820	-
配当金の支払額	33,756	34,100
非支配株主からの払込みによる収入	-	2,619
財務活動によるキャッシュ・フロー	24,764	377,176
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,212	1,371
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	43,270	305,844
現金及び現金同等物の期首残高	928,261	971,531
現金及び現金同等物の期末残高	971,531	1,277,375

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

エーベック株式会社

シンワメディコ株式会社

Jオークション株式会社

Shinwa Medico Hong Kong Limited

SHINWA MYANMAR COMPANY LIMITED

上記のうち、Shinwa Medico Hong Kong Limitedについては、当連結会計年度において新たにその全株式を取得したため、またSHINWA MYANMAR COMPANY LIMITEDについては当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

関連会社の名称

ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Shinwa Medico Hong Kong Limited及びSHINWA MYANMAR COMPANY LIMITEDの決算日は3月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日の財務諸表を使用しております。ただし、4月1日から連結決算日5月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

 其他有価証券

 時価のないもの

 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

 時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

 商品、製品及び仕掛品

 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

 仕掛品の一部（仕掛部品）については先入先出法を適用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。なお有形固定資産の一部（太陽光発電設備）については、定額法を適用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～15年
機械及び装置	17年
車両運搬具	5年
その他	3年～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

(たな卸資産)

当社は従来、たな卸資産の評価基準について、取得から一定の期間を超える場合には原則として一定の率に基づき定期的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としておりましたが、たな卸資産の保有、販売状況等に鑑み、たな卸資産に係る収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、当連結会計年度より、帳簿価額切り下げに係る一定の期間及び一定の率について変更することとしました。

この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の売上原価が109,408千円減少し、営業利益及び経常利益はそれぞれ同額増加し、税金等調整前当期純利益は同額増加しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年5月31日)	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
定期預金	400,000千円	683,250千円
機械装置	234,421	220,383
土地	20,000	20,000

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年5月31日)	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
短期借入金	300,000千円	891,000千円
1年内返済予定長期借入金	17,332	40,652
長期借入金	242,668	272,016

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年5月31日)	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
当座貸越極度額の総額	1,500,000千円	2,900,000千円
借入実行残高	300,000	811,000
差引額	1,200,000	2,089,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
役員報酬	110,700千円	127,950千円
給料及び手当	202,005千円	274,110千円
地代家賃	98,633千円	100,984千円
退職給付費用	5,050千円	4,750千円
役員賞与引当金繰入額	-千円	58,232千円
賞与引当金繰入額	18,446千円	18,675千円

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
機械装置及び運搬具	63千円	-千円

3 期末商品は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の商品評価損が売上原価に含まれておりません。

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
	100,263千円	15,695千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	-千円	256千円
組替調整額		
税効果調整前	-	256
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	-	256
その他の包括利益合計	-	256

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年6月1日至平成27年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	6,516,100	46,800	-	6,562,900
合計	6,516,100	46,800	-	6,562,900
自己株式				
普通株式(注)2	859,800	-	5,000	854,800
合計	859,800	-	5,000	854,800

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加46,800株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少5,000株は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成25年第5回新株予 約権(注)1	普通株式	136,800	-	26,800	110,000	88
	平成25年第7回新株予 約権(注)2,3	普通株式	765,000	1,989	-	766,989	2,279
	平成25年第8回新株予 約権	普通株式	98,000	-	-	98,000	627
	平成25年第9回新株予 約権	普通株式	295,000	-	-	295,000	885
	平成26年第12回新株予 約権(注)1,4	普通株式	-	300,000	5,000	295,000	560
	平成26年第14回新株予 約権(注)4	普通株式	-	559,800	-	559,800	1,007
	平成22年第4回ストッ ク・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	2,063
	平成26年第13回ストッ ク・オプションとして の新株予約権(注)5	-	-	-	-	-	2,381
合計	-	-	1,294,800	861,789	31,800	2,124,789	9,893

(注)1. 当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 当連結会計年度増加は、平成26年6月5日付第11回ストック・オプションとしての新株予約権の発行に伴い、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行ったことによるものであります。

3. 行使期間の満了により、本有価証券報告書提出日現在において消滅しております。

4. 当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

5. 権利行使期間の初日が到来していないストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年8月28日 定時株主総会	普通株式	33,937	6	平成26年5月31日	平成26年8月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年8月27日 定時株主総会	普通株式	34,248	利益剰余金	6	平成27年5月31日	平成27年8月28日

当連結会計年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	6,562,900	32,000	-	6,594,900
合計	6,562,900	32,000	-	6,594,900
自己株式				
普通株式(注)2	854,800	8,000	-	862,800
合計	854,800	8,000	-	862,800

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加32,000株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加8,000株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	平成25年第5回新株予約権	普通株式	110,000	-	-	110,000	88
	平成25年第7回新株予約権(注)1	普通株式	766,989	-	766,989	-	-
	平成25年第8回新株予約権	普通株式	98,000	-	-	98,000	627
	平成25年第9回新株予約権	普通株式	295,000	-	-	295,000	885
	平成26年第12回新株予約権	普通株式	295,000	-	-	295,000	560
	平成26年第14回新株予約権	普通株式	559,800	-	-	559,800	1,007
	平成27年第15回新株予約権(注)2	普通株式	-	450,000	-	450,000	450
	平成22年第4回ストック・オプションとしての 新株予約権(注)3	-	-	-	-	-	-
	平成26年第13回ストック・オプションとしての 新株予約権(注)4	-	-	-	-	-	-
	平成27年第16回ストック・オプションとしての 新株予約権(注)5	-	-	-	-	-	1,592
	合計	-	2,124,789	450,000	766,989	1,807,800	5,210

(注) 1. 当連結会計年度減少は、行使期間満了により消滅したものであります。

2. 当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 行使期間の満了により、当連結会計年度で消滅しております。

4. 権利行使期間の初日が到来する以前に、発行要項中の取得条項に従って当社が取得し、消却したストック・オプションとしての新株予約権であります。

5. 権利行使期間の初日が到来していないストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年8月27日 定時株主総会	普通株式	34,248	6	平成27年5月31日	平成27年8月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年8月30日 定時株主総会	普通株式	40,124	利益剰余金	7	平成28年5月31日	平成28年8月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
現金及び預金勘定	1,446,531千円	2,065,625千円
預入期間が3か月を超える定期預金	475,000	788,250
現金及び現金同等物	971,531	1,277,375

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金の運用は銀行預金に限定しており、それ以外の金融商品による運用は行っておりません。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

オークション事業における営業債権は顧客の信用リスクに晒されております。

前渡金はオークション出品者に対して、予想される落札に対するオークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、不落札になった場合は顧客の信用リスクがあります。

短期借入金は主に商品の仕入及び前渡金に係る運転資金の調達を目的としております。

長期借入金は設備投資に係る資金調達及び長期的な運転資金の調達を目的としております。そのうち設備投資に係る長期借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、その一部はデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

オークション事業の売掛金及びオークション未収入金に係る顧客の信用リスクは、落札代金の入金確認後に作品を引き渡すことによりリスク低減を図っております。前渡金はオークション出品者に対して、予想される落札に対するオークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、作品の預り及び販売委託契約締結後の支払を条件としており、リスク低減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、長期借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ契約に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成27年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,446,531	1,446,531	-
(2) 売掛金	52,734		
貸倒引当金 *1	7		
	52,726	52,726	-
(3) オークション未収入金	261,616		
貸倒引当金 *2	383		
	261,233	261,233	-
(4) 前渡金	139,975	139,975	-
資産計	1,900,466	1,900,466	-
(1) 買掛金	31,869	31,869	-
(2) オークション未払金	403,362	403,362	-
(3) 短期借入金	361,500	361,500	-
(4) 1年内返済予定の長期借入金	287,227	287,227	-
(5) 長期借入金	318,728	318,728	-
負債計	1,402,686	1,402,686	-
デリバティブ取引 *3	(12,127)	(12,127)	-

(*1)売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)オークション未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当連結会計年度（平成28年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,065,625	2,065,625	-
(2) 売掛金	256,556		
貸倒引当金 *1	2		
	256,554	256,554	-
(3) オークション未収入金	228,001		
貸倒引当金 *2	341		
	227,659	227,659	-
(4) 前渡金	199,085	199,085	-
資産計	2,748,924	2,748,924	-
(1) 買掛金	65,219	65,219	-
(2) オークション未払金	350,817	350,817	-
(3) 短期借入金	982,500	982,500	-
(4) 1年内返済予定の長期借入金	61,172	61,172	-
(5) 長期借入金	327,556	327,556	-
負債計	1,787,265	1,787,265	-
デリバティブ取引 *3	(15,926)	(15,926)	-

(*1)売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)オークション未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) オークション未収入金 (4) 前渡金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金 (2) オークション未払金 (3) 短期借入金 (4) 1年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成27年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,446,531	-	-	-
売掛金	52,734	-	-	-
オークション未収入金	261,616	-	-	-
前渡金	139,975	-	-	-
合計	1,900,856	-	-	-

当連結会計年度（平成28年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,065,625	-	-	-
売掛金	256,556	-	-	-
オークション未収入金	228,001	-	-	-
前渡金	199,805	-	-	-
合計	2,749,268	-	-	-

3. 借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成27年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	361,500	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	287,227	-	-	-	-	-
長期借入金	-	37,852	37,852	37,852	31,832	173,340
合計	648,727	37,852	37,852	37,852	31,832	173,340

当連結会計年度（平成28年5月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	982,500	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	61,172	-	-	-	-	-
長期借入金	-	61,172	61,212	31,832	17,332	156,008
合計	1,043,672	61,172	61,212	31,832	17,332	156,008

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成27年5月)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

金利関係

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	255,667	242,668	12,127	12,127
合計		255,667	242,668	12,127	12,127

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成28年5月)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

金利関係

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	242,668	225,336	15,926	15,926
合計		242,668	225,336	15,926	15,926

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。当社及び連結子会社がある退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	33,500千円	37,800千円
退職給付費用	5,050	4,750
退職給付の支払額	450	-
その他	300	-
退職給付に係る負債の期末残高	37,800	42,550

(注) その他は、退職金の実際支給額が引当額を下回ったために生じた戻入額であります。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	5,050千円	4,750千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	2,381	2,783

2. スtock・オプションの消却による利益計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
販売費及び一般管理費(株式報酬費用戻入)(注)1	-	3,572
特別利益(新株予約権戻入益)(注)2	-	1,194

(注) 1. 平成26年第13回新株予約権によるストック・オプションの消却によるものであります。

2. 平成22年第4回新株予約権によるストック・オプションの行使期間満了によるものであります。

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成22年第4回新株予約権による ストック・オプション	平成26年第13回新株予約権による ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員23名	当社の従業員26名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)1,2	普通株式240,000株	普通株式160,000株
付与日	平成22年11月2日	平成26年11月25日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。	権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成22年11月2日 至 平成24年11月1日	自 平成26年11月25日 至 平成28年11月24日
権利行使期間	自 平成24年11月2日 至 平成27年11月1日	自 平成28年11月25日 至 平成31年11月24日

	平成27年第16回新株予約権による ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員26名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)1	普通株式145,000株
付与日	平成27年11月2日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成27年11月2日 至 平成29年11月1日
権利行使期間	自 平成29年11月2日 至 平成32年11月1日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い新株予約権の目的となる株式の数は、調整後の株式の数を記載しております。
3. 第4回新株予約権によるストック・オプションは権利行使期間満了により、失効しております。
4. 第13回新株予約権によるストック・オプションは発行時に定めた条件に抵触したため、平成27年12月21日開催の取締役会決議により、当社が平成28年1月8日付で当該新株予約権を無償で取得し、その全てを消却しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年第4回新株予約権によるストック・オプション (注) 1	平成26年第13回新株予約権によるストック・オプション (注) 2	平成27年第16回新株予約権によるストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末		160,000	
付与			145,000
失効		160,000	
権利確定			
未確定残			145,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	76,000		
権利確定			
権利行使	32,000		
失効	44,000		
未行使残			

(注) 1. 当社は、平成25年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い新株予約権の目的となる株式の数は、調整後の株式の数を記載しております。

2. 第13回新株予約権によるストック・オプションは発行時に定めた条件に抵触したため、平成27年12月21日開催の取締役会決議により、当社が平成28年1月8日付で当該新株予約権を無償で取得し、その全てを消却しております。

単価情報

	平成22年第4回新株予約権によるストック・オプション	平成26年第13回新株予約権によるストック・オプション	平成27年第16回新株予約権によるストック・オプション
権利行使価格 (円)	205	348	320
行使時平均株価 (円)	305	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	27	69	43

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年第16回新株予約権によるStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	第16回Stock・オプション
株価変動性	61.25%
予想残存期間	3.5年
予想配当	2.06%
無リスク利息率	0.012%

5. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

過去の従業員の就業状況等を勘案し、権利確定数の見積数を算出しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年5月31日)	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金否認額	6,121千円	5,797千円
退職給付に係る負債否認額	12,209	13,020
未払事業税否認額	3,352	9,396
減価償却超過額	1,393	1,207
貸倒引当金否認額	4,626	4,368
棚卸商品評価損否認額	58,191	53,255
関係会社株式評価損否認額	6,589	7,191
資産除去費用	4,773	4,464
繰越欠損金	24,411	14,928
その他	15,279	17,373
繰延税金資産小計	136,948	131,001
評価性引当額	47,472	46,452
繰延税金資産合計	89,476	84,548
繰延税金負債		
特別償却準備金	25,239	21,190
繰延税金負債合計	25,239	21,190
繰延税金資産の純額	64,236	63,358

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年5月31日)	当連結会計年度 (平成28年5月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7	8.3
住民税均等割	3.4	0.6
株式報酬費用	1.6	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	17.1	1.7
税額控除	-	1.8
子会社との税率差異による影響額	0.6	1.6
評価性引当の増減	14.9	0.8
その他	0.2	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.8	41.9

注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成28年6月1日に開始する連結会計年度及び平成29年6月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年6月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は5,164千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

太陽光発電設備用の土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等を計上しておりましたが、当連結会計年度において、設備を売却したことにより、取崩しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から21年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
期首残高	7,386千円	7,497千円
時の経過による調整額	110	-
その他増減額(は減少)	-	7,497
期末残高	7,497	-

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社及び当社の連結子会社は、オークションの企画、運営を行うオークション関連事業とエネルギー関連事業、医療機関向け支援事業等を行っております。

したがって、当社グループは製品・サービス別のセグメントから構成されており、「オークション関連事業」及び「エネルギー関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

当連結会計年度より、セグメントの名称を従来の「再生可能エネルギー関連事業」より「エネルギー関連事業」に名称変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの名称で記載しております。当該変更については、名称変更のみであり、報告セグメントの変更はありません。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	オークション 関連事業	エネル ギー関連 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,140,671	1,807,074	2,947,745	312	2,948,057
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,140,671	1,807,074	2,947,745	312	2,948,057
セグメント利益又は損失()	5,878	75,102	80,980	3,215	77,764
セグメント資産	2,352,704	999,636	3,352,340	8,422	3,360,762
その他の項目					
減価償却費	4,919	22,022	26,941	212	27,154
有形固定資産の増加額	3,461	278,794	282,255	-	282,255

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、医療機関向け支援事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計
	オークション 関連事業	エネルギー 関連事業 (注) 1	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,180,949	2,714,240	3,895,190	2,909	3,898,100
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,180,949	2,714,240	3,895,190	2,909	3,898,100
セグメント利益又は損失()	89,175	269,183	358,359	2,065	356,293
セグメント資産	2,428,464	1,504,322	3,932,786	26,400	3,959,187
その他の項目					
減価償却費	5,965	23,373	29,338	140	29,479
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,500	24,480	30,980	-	30,980

(注) 1. 当連結会計年度において、従来の「再生可能エネルギー関連事業」から「エネルギー関連事業」へ事業名称を変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの名称で記載しております。当該変更については、名称変更のみであり、報告セグメントの変更はありません。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、医療機関向け支援事業、保険事業及び植林事業を含んでおります。

3. セグメント利益又は損失()の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

当連結会計年度（自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社ハマテック	400,000	エネルギー関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

前連結会計年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の関連会社等

前連結会計年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中川健治	-	-	当社代表取締役 専務取締役 エーベック㈱取締役	(被所有) 直接2.6%	太陽光発電所の販売	太陽光発電所の販売	44,666	-	-

(注) 1. 取引金額には消費税は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額については、一般の取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱ルート ビジネスサポート	東京都 世田谷区	10	税理士事務所	-	太陽光発電所の販売 役員の兼任	太陽光発電所の販売	25,148	-	-

(注) 1. 取引金額には消費税は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額については、一般の取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)
1株当たり純資産額	285.56円	307.93円
1株当たり当期純利益金額	2.89円	28.69円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	2.51円	28.30円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年 5月31日)	当連結会計年度 (平成28年 5月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,640,827	1,772,974
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	10,812	7,910
(うち新株予約権(千円))	(9,893)	(5,210)
(うち非支配株主持分(千円))	(919)	(2,699)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,630,014	1,765,063
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,708,100	5,732,100

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	16,368	164,149
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	16,368	164,149
期中平均株式数(株)	5,663,991	5,722,006
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	858,818	78,897
(うち新株予約権(株))	(805,989)	(74,657)
(うちストック・オプション(株))	(52,829)	(4,240)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

当社子会社による固定資産(メガソーラー)の取得について

エネルギー関連事業において、更なる安定的な売電収入を得ることを目的として、当社子会社のエーバック株式会社は、平成28年6月29日開催の取締役会において、下記のとおり太陽光発電施設を取得することを決議いたしました。

取得する固定資産の概要

発電施設の概要

名称(仮称)	秩父大野原太陽光発電所
所在地	埼玉県秩父市大野原字峯沢
発電能力(パネル出力)	約2,300kW
売電価格(20年間固定)	32円/kWh(税抜)
年間予想発電量	2,576,221kWh(初年度)
本体価格	741,000,000円
取得方法	割賦支払により取得(14年間)
ファイナンス引受先	オリックス株式会社

土地の概要

所在地	埼玉県秩父市大野原字峯沢
敷地面積	約62,000㎡
取得先	萩原工業株式会社

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	361,500	982,500	1.85	-
1年以内に返済予定の長期借入金	287,227	61,172	1.66	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	318,728	327,556	1.59	平成31年～42年
合計	967,455	1,371,228	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	61,172	61,212	31,832	17,332

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	455,664	1,726,403	2,456,618	3,898,100
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額()(千円)	48,816	164,196	91,515	281,247
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(千円)	35,163	96,798	33,687	164,149
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	6.16	16.95	5.89	28.69

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	6.16	23.09	11.01	22.76

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 1,408,686	1 1,251,456
売掛金	5,118	1,574
オークション未収入金	2、 3 261,616	2 228,001
商品	352,788	626,662
前渡金	103,175	79,265
関係会社短期貸付金	235,500	20,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	249,375	-
繰延税金資産	65,711	61,733
その他	3 79,668	3 91,608
貸倒引当金	395	412
流動資産合計	2,761,246	2,359,889
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額	97,355	97,355
建物(純額)	91,584	93,086
車両運搬具	5,770	4,269
減価償却累計額	8,812	8,812
車両運搬具(純額)	6,357	8,812
工具、器具及び備品	2,454	0
減価償却累計額	34,078	34,078
工具、器具及び備品(純額)	30,905	32,155
有形固定資産合計	3,173	1,922
無形固定資産	11,398	6,191
ソフトウェア	-	5,741
無形固定資産合計	-	5,741
投資その他の資産		
関係会社株式	92,145	90,000
出資金	500	500
敷金及び保証金	50,723	50,841
長期未収入金	16,668	16,499
繰延税金資産	13,951	14,417
貸倒引当金	13,928	13,864
投資その他の資産合計	160,060	158,393
固定資産合計	171,459	170,327
資産合計	2,932,705	2,530,217

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	31,896	2,097
オークション未払金	2,403,362	2,350,817
短期借入金	1,300,000	1,278,000
1年内返済予定の長期借入金	269,895	20,520
未払金	3,35,746	29,409
未払法人税等	42,935	21,780
前受金	15,519	14,255
未払消費税等	48,571	-
賞与引当金	17,756	17,995
役員賞与引当金	-	34,625
その他	8,284	7,037
流動負債合計	1,173,965	776,538
固定負債		
長期借入金	76,060	55,540
退職給付引当金	37,800	42,550
長期預り金	12,600	12,600
固定負債合計	126,460	110,690
負債合計	1,300,425	887,228
純資産の部		
株主資本		
資本金	926,742	930,457
資本剰余金		
資本準備金	531,492	535,207
その他資本剰余金	533	533
資本剰余金合計	532,026	535,740
利益剰余金		
利益準備金	37,687	37,687
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	347,459	357,547
利益剰余金合計	385,147	395,234
自己株式	221,530	223,655
株主資本合計	1,622,386	1,637,777
新株予約権	9,893	5,210
純資産合計	1,632,279	1,642,988
負債純資産合計	2,932,705	2,530,217

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
売上高	1,093,697	1,117,224
売上原価	445,709	393,811
売上総利益	647,987	723,412
販売費及び一般管理費	1、2 617,634	2 636,837
営業利益	30,353	86,575
営業外収益		
受取利息	1 9,530	1 5,765
受取査定報酬	656	506
為替差益	3,320	-
未払配当金除斥益	731	160
貸倒引当金戻入額	-	46
その他	696	950
営業外収益合計	14,935	7,430
営業外費用		
支払利息	12,365	7,239
為替差損		1,792
その他	121	300
営業外費用合計	12,487	9,331
経常利益	32,801	84,674
特別利益		
固定資産売却益	3 63	-
新株予約権戻入益	-	3,474
特別利益合計	63	3,474
特別損失		
関係会社株式評価損	16,954	-
特別損失合計	16,954	-
税引前当期純利益	15,910	88,148
法人税、住民税及び事業税	48,841	40,299
法人税等調整額	23,650	3,512
法人税等合計	25,191	43,812
当期純利益又は当期純損失()	9,281	44,336

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	920,203	524,953	-	524,953	37,687	390,679	428,366	222,826	1,650,696
当期変動額									
新株の発行	6,539	6,539		6,539					13,079
剰余金の配当						33,937	33,937		33,937
当期純損失（ ）						9,281	9,281		9,281
自己株式の処分			533	533				1,295	1,829
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	6,539	6,539	533	7,073	-	43,219	43,219	1,295	28,310
当期末残高	926,742	531,492	533	532,026	37,687	347,459	385,147	221,530	1,622,386

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	6,507	1,657,204
当期変動額		
新株の発行		13,079
剰余金の配当		33,937
当期純損失（ ）		9,281
自己株式の処分		1,829
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,385	3,385
当期変動額合計	3,385	24,924
当期末残高	9,893	1,632,279

当事業年度（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	926,742	531,492	533	532,026	37,687	347,459	385,147	221,530	1,622,386
当期変動額									
新株の発行	3,714	3,714		3,714					7,428
剰余金の配当						34,248	34,248		34,248
当期純利益						44,336	44,336		44,336
自己株式の取得								2,125	2,125
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	3,714	3,714	-	3,714	-	10,087	10,087	2,125	15,391
当期末残高	930,457	535,207	533	535,740	37,687	357,547	395,234	223,655	1,637,777

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	9,893	1,632,279
当期変動額		
新株の発行		7,428
剰余金の配当		34,248
当期純利益		44,336
自己株式の取得		2,125
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,682	4,682
当期変動額合計	4,682	10,708
当期末残高	5,210	1,642,988

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

車両運搬具 5年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、当社は、従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため、簡便法を採用しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計上の見積りの変更)

(たな卸資産)

当社は従来、たな卸資産の評価基準について、取得から一定の期間を超える場合には原則として一定の率に基づき定期的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としておりましたが、たな卸資産の保有、販売状況等に鑑み、たな卸資産に係る収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、当事業年度より、帳簿価額切り下げに係る一定の期間及び一定の率について変更することとしました。

この結果、従来の方と比べて、当事業年度の売上原価が109,408千円減少し、営業利益及び経常利益はそれぞれ同額増加し、税引前当期純利益は同額増加しております。

(貸借対照表関係)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
定期預金	400,000千円	450,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
短期借入金	300,000千円	278,000千円

2. オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務残高であります。

なお、オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、期末日とオークション開催日との関係によって増減いたします。

3. 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
短期金銭債権	5,424千円	103千円
短期金銭債務	547	-

4. 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
エーパック株式会社(借入債務)	320,000千円	1,015,668千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
関係会社への売上高	10,439千円	1,784千円
関係会社への販売手数料	2,924	-
関係会社からの受取利息	9,374	5,566

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度32.3%、当事業年度27.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度67.7%、当事業年度72.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
役員報酬	90,750千円	97,965千円
給料及び手当	154,954	156,056
地代家賃	92,544	90,774
賞与引当金繰入額	17,756	17,995
役員賞与引当金繰入額	-	34,625
退職給付費用	5,050	4,750
減価償却費	4,347	5,338

3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	当事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)
車両運搬具	63千円	- 千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

1. 子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額90,000千円の内訳は子会社株式90,000千円、関連会社株式0千円、前事業年度の貸借対照表計上額92,145千円の内訳は子会社株式92,145千円、関連会社株式0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、子会社株式について16,954千円の減損処理を実施しております。

当事業年度において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における実質価額が貸借対照表計上額に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金否認額	5,877千円	5,560千円
退職給付引当金否認額	12,209	13,020
未払事業税否認額	3,352	2,131
減価償却超過額	1,393	1,366
貸倒引当金否認額	4,626	4,368
棚卸商品評価損否認額	58,191	53,255
関係会社株式評価損否認額	12,065	7,191
資産除去費用否認額	4,454	4,464
その他	14,805	13,924
繰延税金資産小計	116,976	105,282
評価性引当額	37,313	29,131
繰延税金資産合計	79,663	76,151
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	79,663	76,151

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年5月31日)	当事業年度 (平成28年5月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.9	16.1
住民税均等割	8.6	1.5
株式報酬費用	5.3	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	63.8	5.9
評価性引当額	35.3	9.3
その他	3.1	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	158.3	49.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成28年6月1日に開始する事業年度及び平成29年6月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は5,202千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	97,355	-	-	1,501	97,355	93,086
車両運搬具	8,812	-	-	2,454	8,812	8,812
工具、器具及び備品	34,078	-	-	1,250	34,078	32,155
有形固定資産計	140,246	-	-	5,206	140,246	134,054
無形固定資産						
ソフトウェア	-	6,500	-	758	5,741	

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額で記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	14,323	17	63	14,276
賞与引当金	17,756	17,995	17,756	17,995
役員賞与引当金	-	34,625	-	34,625

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.shinwa-art.com/
株主に対する特典	なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第26期）（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）平成27年8月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年8月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第27期第1四半期（自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日）平成27年10月15日関東財務局長に提出。

第27期第2四半期（自 平成27年9月1日 至 平成27年11月30日）平成28年1月14日関東財務局長に提出。

第27期第3四半期（自 平成27年12月1日 至 平成28年2月29日）平成28年4月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成27年8月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成27年10月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（当社取締役及び監査役ならびに子会社取締役及び従業員に対する新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年3月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号及び18号（債権の取立不能又は取立遅延のおそれ）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 8月31日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 印
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也 印
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社及び連結子会社の平成28年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社であるイーベック株式会社は、平成28年6月29日開催の取締役会において、埼玉県秩父市の太陽光発電施設（メガソーラー）の取得を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シンワアートオークション株式会社の平成28年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、シンワアートオークション株式会社が平成28年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が連結財務諸表に添付する形で、別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月31日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社の平成28年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が財務諸表に添付する形で、別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。